

一般財団法人日伯経済文化協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人日伯経済文化協会と称し、ポルトガル語では、Associação Nipo-Brasileira de Economia e Cultura (ANBEC) とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、世界平和を希求する日伯両国の親善を深め、日本人のブラジル移民の歴史に敬意の念を絶やすことなく、理解ある経済交流と文化交流を通じて、より進化する日伯関係構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、設立の趣旨を踏まえ前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 日伯両国の経済・文化の多方面にわたる交流の歴史を認識し、相互理解の増進を図り、経済と文化の交流を促進し、その振興および普及啓蒙
- (2) ブラジルへの移民の歴史を理解し、移民の諸業績の語り継ぎ。
- (3) 日伯交流の架け橋となる未来人材育成
- (4) 在日ブラジル人社会への支援およびその青少年に対する教育と職育を中心とした支援諸活動
- (5) 地域社会でのブラジル人等定住外国人受入へ体制充実に向けた啓発と連携
- (6) 新たな日伯親善交流進展に向けた、草の根交流の分野ならびに横断的な推進
- (7) 上に掲げる諸事業を達成遂行させるため図書、パンフレットなどを刊行し、各種イベントの企画、講演、情報提供、支援、啓蒙などの諸事業
- (8) 上に掲げる諸事業と関係ある内外の諸団体との連絡、連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 当法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2. 基本財産は、第4条に定める事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 評議員会が基本財産に繰り入れることを決議した財産

(2) 基本財産として寄付された財産

3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を基本財産から除外する場合又は基本財産の全部若しくは一部を処分若しくは担保に供する場合は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(運用財産の管理・運用)

第7条 当法人の運用財産の管理及び運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める運用財産管理運用規程による。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 当法人に評議員3名以上20名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成する

ことを要する。

7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。支払いのために必要な事項は別途評議員会の決議を経て定める役員等に係る費用の支払いに関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 理事及び監事の選任又は解任
 - 理事及び監事の報酬等の額

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
定款の変更
残余財産の処分
基本財産の処分又は除外の承認
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類および開催)

- 第17条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
2. 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 3. 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
2. 前項に拘わらず、評議員は理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 3. 前項による請求があったときは、理事会の決議に基づき、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第19条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を通知しなければならない。
2. 前項に拘わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
 3. 定時評議員会の招集の通知に際しては、法令の定めるところにより、計算書類、事業報告及び監査報告等の資料を提供しなければならない。

(決議及び定足数)

- 第20条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第189条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める1名がこれに記名押印する。

(評議員会規程)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において評議員会規程を定め、これによることができる。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。
4. 理事長、副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
5. 第2項の理事長および第3項の副理事長もって「一般法人法」上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事はこの法人の評議員、理事または使用人を兼ねることが出来ない

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

するほか健全で活発な法人の運営に努める。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。また、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 専務理事は理事長および副理事長を補佐し、法令及びこの定款に定めるところにより、その業務を執行する。また、理事長および副理事長に事故あるときは又は理事長および副理事長が欠けたときは、代表権の行使を除き、その業務執行にかかる職務を代行する。
5. 理事長、副理事長および専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。支払いのために必要な事項は別途評議員会の決議を経て定める役員等に係る費用の支払いに関する規程による。

(会長及び副会長)

第32条 この法人に会長1名及び副会長3名を置くことができる。

2. 会長および副会長は理事会により推薦された者を理事長が委嘱する。
3. 会長および副会長はこの法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言する。
4. 会長および副会長は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

当法人の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

理事長および副理事長ならびに専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議をのべたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第42条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数の議決により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 会 員

(会員)

- 第45条 当法人の目的に賛同し支援する者として、一般会員、活動会員、青年会員、法人会員および名誉会員の5種の会員を置く。
2. 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により定める、当財団の会員規程によるものとする。

第10章 委員会

(委員会)

- 第46条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、目的に沿った学識経験者その他適当と判断される者のうちから理事会が選任する。

第11章 事務局

(設置等)

- 第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局にはその長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局の長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第48条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類（電子データ化したものを含む。）を常に備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認証、認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録

- (6) 役員等に係る費用の支払いに関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び決算報告書
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は業務上知り得た個人の情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(公告)

第51条 当法人の公告は官報に掲載する方法により行う。

附則

(委任)

1. この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(当法人最初の評議員)

2. 当法人の最初の評議員は、第12条1項の規定にかかわらず、下記のとおりとする。
- 評議員 田中 充、評議員 栗田 政彦、評議員 小林 利郎、
評議員 二宮 正人、評議員 青木 智栄子、評議員 正田 宏次郎、
評議員 岡田 茂男、評議員 和田 昌親、評議員 伴(坂井) 紀子、
評議員 柳田 利夫、評議員 池田 佳子、評議員 近井 昭夫、
評議員 栗原 猛、評議員 明石 純一、評議員 森 征一、
評議員 南 淳一、評議員 野中 孝次

(当法人最初の代表理事、理事及び監事)

3. 当法人の最初の理事、代表理事及び監事は、第26条1項の規定にかかわらず、

下記のとおりとする。

代表理事 田中 久男、代表理事 栗田 政彦

理事 田中 久男、理事 田中 充、理事 森 和重、理事 湯澤 三郎、

理事 栗田 政彦、理事 三浦 左千夫、理事 木本 結一郎、理事 藤原 健司、

理事 小嶋 茂、理事 高橋 大吾、理事 井上 麻衣子、

監事 高橋 正夫、監事 千葉 保雄

(事業年度)

4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

5. 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行日)

6. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。